

経済建設常任委員会会議録

平成22年7月1日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:29

案 件

議案第65号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 専決処分の承認(平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算(第4号))

議案第74号 専決処分の承認(平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))

【報告事項】

国家賠償・不法行為損害賠償請求事件の結審について

【穂波支所経済建設課】

市営住宅明渡等請求訴訟等について

【建築住宅課】

飯塚市中心市街地活性化検討会議の設置等について

【商工観光課】

災害による馬出橋の倒脚について

【土木管理課】

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第65号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

産学振興課長

議案書の1頁をお願いいたします。

このたび、市内企業が行う新製品や新技術などの販路開拓に対し、その経費の一部を助成する「販路開拓支援補助金」を創設することに伴いまして、この補助金の交付等に関して調査審議する飯塚市販路開拓支援補助金審査会を設置しようとするものであります。

販路開拓支援事業補助金については、今回の補正予算に計上しておりますが、「新規性」、「独創性」及び「市場性」があり、その生産計画の「実現可能性」があると認められる商品をもちながら販路に課題を抱える企業に対して、その販路開拓に要する経費を補助するものであります。補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1件あたり100万円を限度額とすることで考えております。また、販路開拓支援補助金審査会委員については、製品・技術・サービスの新規性や市場性に関する目利きに秀でた専門家をお願いしたいと考えておりまして、報酬については附則第2条で日額15,000円としようとするものであります。なお、委員数については6人を考えておりますが、そのうち報酬が必要な委員は4人であります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第73号 専決処分の承認（平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

議案第73号、専決処分の承認の補足説明をいたします。「平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

別冊になっております平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算書の1ページをお願いします。予算第4条の資本的収入を46,000千円増額補正いたしまして、資本的収入の総額を551,527千円にするものです。理由といたしましては、公共投資臨時交付金の決定に伴う一般会計補助金の増によるものであります。

以上、簡単ですが、専決による補正予算の補足説明をおわります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第73号 専決処分の承認（平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算（第4号）」について、承認することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なしの声あり ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第74号 専決処分の承認（平成22年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

事業管理課長

議案第74号専決処分の承認（平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」について、補足説明をいたします。

特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入・歳出それぞれ28億円追加し、歳入・歳出予算の総額を217億9,017万8,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、平成21年度決算見込額におきまして、歳入合計、172億1,082万6,757円に対し、歳出合計、178億1,453万7,591円となり、差引き6億371万834円の歳入不足となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基き、翌年度歳入の繰上充用にて対応するものであります。

2ページをお願いいたします。歳出の4款前年度繰上充用金 1項前年度繰上充用金 補正額6億371万1千円でございますが、平成20年度繰上充用金額（6億104万4,000円）と比較して266万7,000円（266万7,183円）増加しています。これは平成21年度単年度決算見込額において、歳入不足が生じたことによるものでございます。

その他、歳入の勝車投票券発売収入とそれに関連する歳出の開催経費等の補正によりまして収支のバランスをとっております。

地方自治法施行令第166条の2の規定とは、会計年度経過後（3月31日）に至って歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰上げてこれに充てることのできる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入・歳出予算に編入しなければならないとなっております。手続き時期としては、出納整理期間に行うのが通例となっておりますので、今回、5月31日付けで繰上充用の補正予算の専決処分を行っているものでございます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

おはようございます。関連して質問させていただきます。代表質問でも質問がっておりますけども、本市の飯塚オートレース場、小型自動車競走事業に関しまして、JK Aに関する事業仕分けですね。今、国のほうで仕分け作業が行われておりますが、本市においてのJK Aに関する仕分けにおいて、今年度JK Aのほうに計上している交付金の予算額のほうがわかりましたら、教えていただきたいんですが。

公営競技事業部長

国の行政会議の事業仕分けで、注目を浴びておりますJK Aの交付金、1号、2号につきまして、今年度の予算額としてご報告させていただきます。1号交付金につきましては、今年度当初予算額約2億8900万円でございます。2号交付金につきましては、2億2700万円、合計5億1600万円を交付する予定でございます。

小幡委員

交付金の予算額が5億1千万強ですね。これは本市のオートレース場の売り上げに応じて交付金が決定されると聞いておりますけども、その率は何%というようなふうになっているのでしょうか。

公営競技事業部長

小型競走自動車法によりまして、第20条によりまして、小型自動車競走施行者は次に掲げる金額を小型自動車競走振興法人に交付しなければならないと決まっております。その率として別表で売り上げ金の額によりまして、交付すべき金額が決定しております。ちなみに本年度の当初予算の率で申し上げますと、1号交付金が約1.7%、2号交付金が約、売り上げ額の1.3%となっております。

小幡委員

わかりました。今後ですね、事業仕分けにおいて本市の交付金がどのように変わって、どのようなスケジュールで実行されていくか、わかりましたらお答え願いたいんですが。

公営競技事業部長

先月の24日にJK Aにおきまして、開催執務委員長会議が催されました。その中でオブザーバーとして、経済産業省の車両課の課長補佐がお見えになっておられました。その中でお話を伺ったわけですが、平成23年度まで法によって制度が定められておりますので、それまでの間に経済産業省内部でどういう形がいいのかの検討をしていきたいということでした。

小幡委員

確認ですけど、平成23年度までは交付金は変わらないということでもいいんですか。平成24年から変わるんですか。

公営競技事業部長

平成23年度までは現行法の率でいく、24年度以降どのような形でいいのかを、今からそれまでの間にですね、検討していきたいということでした。

委員長

他に質疑ありませんか。

吉田委員

今の質問に関連ですけども、それこそ15年20年前とかいうのは相当ですね、利益も出ましたけども、そのときだいたい、一番ピークのときはあれは何十億か、あのときはいくらぐらいだったですかね、一番ピークは。私は、以前はよく覚えていたんですけど、近ごろはもう忘れてしまいました。それこそ30億も、いくらも出よう頃があったでしょうが、ね。そのころとは言いませんが、大抵15年ぐらい前まではだいぶ利益も出ていたですよ。その頃はだいたい今、売り上げに対して交付金の率が決定されて、申されましたけども、その頃ぐらいいはだいたい、それこそ1.7%、1.3%、今数字が聞かされましたけども、それこそ二

点何%、3%ぐらいだったんでしょうか、ちょっとそれを教えてください。15年、20年頃前までは率は何%ぐらいだったのか。

公営競技事業部長

先ほど申しました小型自動車競走法に基づき、交付金の交付をしておりますので、率等はその当時と変わっていないという認識を持っております。その頃と変わらない。

吉田委員

いやいや、売り上げよってね、交付金が決定されるとおっしゃたでしょうが。その頃は相当利益も出ていて、売り上げも相当多かったと思うんですよ。そうでもないですか。売り上げ自体は余り変わらないんですか。だから、その頃はさっきの、そのお答えの中で理解しましたらね、その売り上げによって決定されると、確かおっしゃったと思うんですけどね、売り上げは今落ちてると思うんですよ。だからその頃は随分率も高かったんですかと、それだけちょっと教えてもらいたいなと思って質問したんです。

公営競技事業部長

先ほど申し上げましたとおり、自動車競走法で定められておりますので、率の変更はあってないという認識を持っております。

吉田委員

私のほうがちょっと勘違いしておりましたから、そうですね、売り上げが上がれば率が一緒だったら金額も増えるからですね。いや、決定されるというような言葉に私も惑わされて。今は少ないから落ちてきたのかなと、思いやりですよ、上からの。だから率は変わらないというわけですね、昔からですね、はいわかりました。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第74号 専決処分の承認(平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」について、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「国家賠償・不法行為損害賠償請求事件の結審について」報告を求めます。

穂波支所経済建設課長

国家賠償・不法行為損害賠償事件の結審についてご報告いたします。平成19年8月20日開催の建設委員会で報告済であります、市道(目尾・久保白線)上の事故による国家賠償・不法行為損害賠償事件につきまして、平成22年2月18日に判決言い渡しがあり、勝訴いたしております。なお、原告はこれを不服として、平成22年3月1日付で控訴を提起しておりますので、併せて報告させていただきます。つきましては、判決文の一部写しと、控訴状の写しを資料として添付いたしておりますので、ご参照していただくことにより、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市営住宅明渡等請求訴訟等について」報告を求めます。

建築住宅課長

平成18年11月29日、平成20年8月11日開催の本会議において報告いたしました市営住宅明渡等請求訴訟結果の「その後の経過」及び平成14年5月8日及び平成19年10月17日開催の本会議において報告いたしました市営住宅の管理上必要な和解の申立の「その後の経過」についてご報告いたします。

資料としてお配りしています「市営住宅明渡等請求訴訟等経過報告書」の中の1の者は裁判所に出廷しなかったため、市の請求どおり判決が下り、退去勧告にも応じなかった為、強制執行を行ないました。また2の者は裁判所に出廷しましたが、市の請求どおり判決が下り、退去勧告にも応じなかった為、強制執行を行ないました。3及び4の2名の者は和解しておりましたが、その後和解条件を履行しなかった為、強制執行を行いました。

なお、概要については、資料に明記いたしておりますので、説明は省略させていただきます。また、今後予想されます悪質家賃滞納者につきましても同様の措置を行って、市営住宅の管理の適正化に努力する所存でございます。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化検討会議の設置等について」報告を求めます。

商工観光課長

飯塚市中心市街地活性化検討会議の設置等につきまして、ご報告させていただきます。

去る、6月10日(木)に、飯塚市中心市街地の活性化に係る事項、将来像や対象区域等を協議し、個々具体的な事業の検討を行うため、飯塚商工会議所とともに飯塚市中心市街地活性化検討会議を設置いたしました。当検討会議につきましては、別添に規約及び委員等の名簿を添付させていただいておりますが、地元の皆様、関係者の方々、商工会議所や行政等の共通認識のもと、今後、飯塚市中心市街地活性化基本構想をたたき台としまして、種々、議論いただき、中心市街地活性化基本計画の原案を作成していきたいと考えております。

また、同日、第1回目の検討会議を開催いたしまして、市長のご挨拶の後、規約の制定、オブザーバーの選任、委員の自己紹介及び近畿大学産業理工学部の日高先生から、「まちづくりと中心市街地の活性化について」ご講演をいただき、本市の中心市街地活性化の内容及び今後の進め方についてご説明いたしました。委員の皆様からスケジュールや事業提案の方法等につきまして、ご意見等をいただいております。

なお、検討会議の開催報告につきましては、6月22日付け、飯塚市及び飯塚商工会議所のホームページに掲載しております。以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「災害による馬出橋の倒脚について」報告を求めます。

土木管理課長

28日の降雨による橋梁被災の報告をいたします。旧筑穂町管内阿恵地内を流れる県営山口川の市道横山線に大正14年12月に設置されました、橋長25.87m・幅4.4m・3径間の

「馬出橋」橋脚が、河床仙窟により倒壊したものです。

被災等の経過としましては、29 日午後 9 時頃に、付近住民の「ドン」という振動をともなった音を聞いたとの報告より、災害が発生したと思われ、翌 29 日午前 5 時 45 分に付近住民が橋脚の倒壊に気づき、支所に電話連絡がありました。支所では職員によって、午前 6 時 12 分全面通行止めの処置を完了するとともに、午前 6 時 46 分に関連する機関の警察・消防・小中学校・近隣私立保育園・自治会長などに連絡行方一方で、防災無線で筑穂全域に放送しています。また、河川管理者の福岡県および上水道管理者の上水道課に連絡し現地にて協議をしています。

被災地付近の交通状況は、近隣に私立保育園があり、保護者等による送迎や、小中学校の通学路などの生活道路であり、交通量調査は行っていませんが、日当たり約 300 台程度と推測しています。なお、迂回路としては下流にあります、国道 200 号を使用することとなりますので、歩行者の通行を確保するため、仮設橋設置も平行して検討しています。

今後の復旧計画につきましては、国・県等の関係機関との協議を行い、早期の復旧が出来るように対応したいと思っています。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

芳野委員

ちょっとお尋ねしますけども、橋がかなり古いんですね。これ 1925 年と書いてあったでしょ。これは、架け替えるということになるんですか、補強するということになるんですか。

土木管理課長

形から見れば、架け替えをしないと補修できないんじゃないかなと思っています。

芳野委員

架け替えるとなるとかなりの期間もかかると思うんですね、先ほど仮橋の件も言われましたけど、先に仮橋を架けるということになるのかと思いますけど時期といいますかね、2 - 3 日前の話で決定はしてないかと思えますけれども、近隣の人がいろいろ心配しておられるのでわかってる範囲で、概ねここら辺まででこうやりたいと、あるいはやれるということの、わかってる範囲があったらちょっと教えていただきたいんですが。

都市建設部長

全面通行止めをして、大変住民の方にも迷惑をかけております。この橋が大正 15 年に出来たと、もう一つの橋脚もですね穿掘されそうな状況で補強工事を今やっております。昨年やっております。この河川、これ山口川でございますけども、これ県営河川でございますして下流域から今の橋梁の少し下流域 20 m 程度でしょうかそのところぐらいまで改修をやっております。それとその上流域、それもやはり 20 メーター程度の上流からですね改修工事をやっております。その橋を挟んで上下流がですね、改修済みになっておりません。改修が行われていない状況なんですね。その中で、県と今協議をした中でですね早急にその区間を河川改修やりたいというようなことのお話は聞いております。そしてその中で、この橋が河川を占用しておる市道でございますので市の管理ということで、河川改修をやると、河川の幅が幾らか広がるという状況になりまして、この河川改修に伴う橋梁の負担金というようなことが発生するかなと。その負担金についてまだ具体的にお話ししておりませんが、幾らかの市の持ち出しが出てくるというようなことで考えられるかなと。これは早急にこういったやり方、いつになるかということをお話ししながら、皆さんにご報告出来るようになればまたお話しさせていただきたいように思っています。また仮橋については一刻も早く復旧しないといけないということで、今いろんな工法を検討しております。その中で今後、まず安価で一番いい方法ですね、考えた中で施工していきたいというふうに思っておりますので御理解していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

芳野委員

仮橋架けるにしても、両方に家があるからですね、かなり難しいとは思いますがね。近隣の人は500メートル以上の迂回していかないかんし、下へ行けば車の通りが激しいですからね。一刻も早く方向性をですね、出していただいて教えていただくようお願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。